

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 トウブダイイチコウギョウ 有限会社東部第一工業
 住所 大阪府東大阪市荒本二丁目5番1号
フリガナ 代表者氏名 スギヤマ ダイザプロウ 代表取締役 杉山 大三郎
 電話番号 06-6787-1643
 FAX番号 06-6787-4649
 メールアドレス tobudaiichi@st-srsd.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

東大阪市吉松2丁目11番33号

行政書士 藤村 宜章

TEL. 06-6721-1906

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 有限会社東部第一工業
住 所 大阪府東大阪市荒本二丁目5番1号
代表者氏名 代表取締役 杉山 大三郎



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>スギヤマ ダイザプロウ</small> 杉山 大三郎	
取締役 <small>スギヤマ イクコ</small> 杉山 郁子	
事業の範囲	1. 管工事業 2. 土木工事業 3. 水道施設工事業 4. 建築工事業 5. 舗装工事業 6. とび・土工・コンクリート工事業 7. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理 8. 前各号に附帯する一切の事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	<small>とうぶだいいちこうぎょう</small> 有限会社東部第一工業
上記事業所の所在地	郵便番号 577-0023 住所 大阪府東大阪市荒本二丁目5番1号 電話番号 06-6787-1643 F AX番号 06-6787-4649 メールアドレス tobudaiichi@st-srsd.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
杉山 大三郎	第270483号

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150mm用)	1	
	塩ビカッター	VC40	3	
	塩ビカッター	VC20	3	
	ロータリバンドソー	CB18F	1	
	電子セパソー	CR12V	2	
管の加工用の 機械器具	パイプベンダー	1/2~1 1/2インチ	1	
	やすり	300平型判丸型	2	
	パイプねじ切り器	N-100A	1	
接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13~100mm	3	
	スパナ		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テストポン プ	手動式テスト	T10K	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 有限会社東部第一工業

住 所 大阪府東大阪市荒本二丁目5番1号

代表者氏名 代表取締役 杉山 大三郎



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市荒本二丁目5番1号
有限会社東部第一工業

会社法人等番号	1220-02-003382	
商号	有限会社東部第一工業	
本店	大阪府東大阪市菱江一丁目24番13号	平成15年 1月 6日移転
	大阪府東大阪市荒本二丁目5番1号	令和 1年 5月 1日移転 令和 1年 5月 7日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
会社成立の年月日	平成10年7月6日	
目的	1. 管工事業 2. 土木工事業 3. 水道施設工事業 4. 建築工事業 5. 舗装工事業 6. とび・土工・コンクリート工事業 7. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理 8. 前各号に附帯する一切の事業 平成26年11月27日変更 平成26年11月28日登記	
発行可能株式総数	2000株	平成25年 5月23日変更
		平成25年 5月27日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 660株	平成25年 5月27日変更
		平成25年 5月27日登記
資本金の額	金3300万円	平成25年 5月27日変更
		平成25年 5月27日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	

大阪府東大阪市荒本二丁目5番1号
有限会社東部第一工業

		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
役員に関する事項	大阪府八尾市東山本町七丁目3番22号 取締役 <u>杉山郁子</u>	
	大阪府東大阪市本庄西一丁目1番4-1202号 取締役 <u>杉山郁子</u>	平成17年10月3日住所移転 ----- 平成20年8月14日登記
	大阪府八尾市東山本町七丁目3番22号 取締役 <u>杉山大三郎</u>	平成11年4月8日就任 -----
	大阪府東大阪市本庄西一丁目1番4-803号 取締役 <u>杉山大三郎</u>	平成17年10月3日住所移転 ----- 平成20年8月14日登記
	奈良市宝来一丁目9番16-102号 取締役 <u>杉山大三郎</u>	令和3年2月20日住所移転 ----- 令和3年3月15日登記
	代表取締役 <u>杉山大三郎</u>	平成11年4月8日就任 -----
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年3月8日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和4年1月11日
大阪法務局東大阪支局
登記官

柏本和哉



定 款

有限会社 東部第一工業

有限会社東部第一工業定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、有限会社東部第一工業と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 土木工事業
3. 水道施設工事業
4. 建築工事業
5. 舗装工事業
6. とび・土工・コンクリート工事業
7. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理
8. 前各号に附帯する一切の事業

(本 店)

第 3 条 当社は、本店を大阪府東大阪市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。

- 2 当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社の承認したものとみなす。

第3章 株主総会

(株主総会)

第7条 当社は、毎年7月に定時総会を開き、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。

(招集)

第8条 株主総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

2 株主総会を招集するには、会日より5日前に、各株主に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第9条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故があるときは、その総会で議長を選任する。

(決議の方法)

第10条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2 株主総会の決議について、会社法第309条第2項に定める特別決議を要するときは、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第11条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第12条 株主総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役員

(員数)

第13条 当社には、取締役1名以上を置く。

(選 任)

- 第14条 当社の取締役は、当社の株主中より株主総会において選任する。ただし、必要あるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。
- 2 株主は、累積投票により取締役を選任すべきことを請求することができない。

(代表取締役及び社長)

- 第15条 当社の取締役が1名のときはその取締役を代表取締役とし、当社の取締役が2名以上のときは、取締役の互選によって代表取締役1名を定めるものとする。
- 2 代表取締役は社長とする。

(報 酬)

- 第16条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第17条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

- 第18条 株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主に配当するものとする。

(定款に定めのない事項)

- 第19条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第2節有限会社の廃止に伴う経過措置等）及び会社法その他の法令に定めるところによる。

この定款は、現行定款に相違ありません。

令和 4 年 / 月 / 2 日

大阪府東大阪市荒本二丁目 5 番 1 号
有限会社 東部第一工業
代表取締役 杉山 大三郎



第二七〇四八三号

給装置事業技術者免状

本籍 大阪府

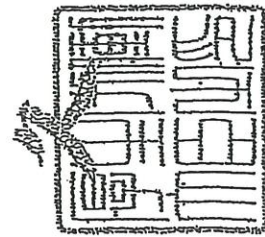
氏名 杉山 大三郎

昭和五十六年三月十八日発

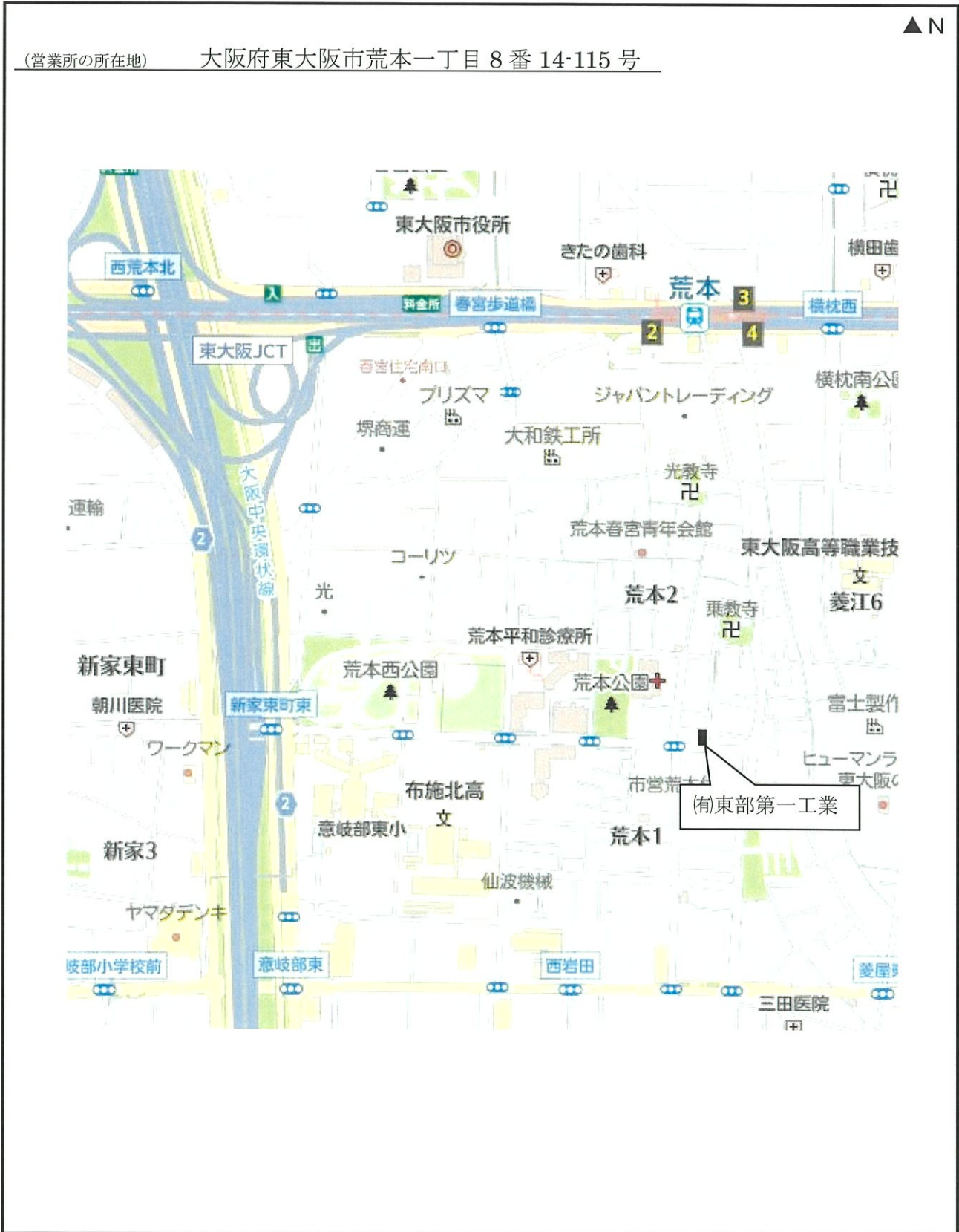
水道法(昭和三十五年法律第百廿九号)の
規定により給装置事業者に
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲

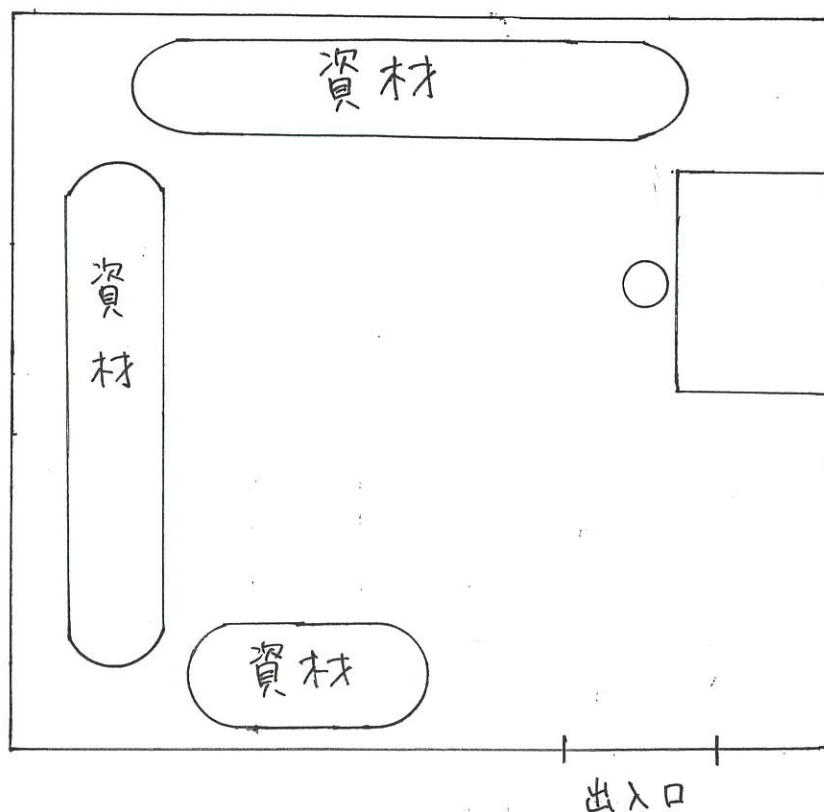


営業所付近の案内図



見 取 図

営業所の名称	有限会社東部第一工業
所在地	大阪府東大阪市荒本二丁目5番1号
電話番号	06-6787-1643



営業所概要書

(1/1)

営業所の名称	有限会社東部第一工業
所在地	大阪府東大阪市荒本二丁目5番1号
電話番号	06-6787-1643

1枚目:建物全景

令和3年12月20日撮影



2枚目:事務所外観・入口

令和3年12月20日撮影



営業所概要書

(2/2)

営業所の名称	有限会社東部第一工業
所在地	大阪府東大阪市荒本二丁目5番1号
電話番号	06-6787-1643

3枚目: 郵便受

令和3年12月20日撮影



4枚目: 事務所内部①

令和3年12月20日撮影



営業所概要書

(3/3)

営業所の名称	有限会社東部第一工業
所在地	大阪府東大阪市荒本二丁目5番1号
電話番号	06-6787-1643

5枚目:事務所内部②

令和3年12月20日撮影



6枚目:

令和年月日撮影

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{トウブダイイチコウギョウ} 有限会社東部第一工業
 住所 大阪府東大阪市荒本二丁目5番1号
^{フリガナ}代表者氏名 ^{スギヤマ ダイザブロウ} 代表取締役 杉山 大三郎
 電話番号 06-6787-1643
 FAX番号 06-6787-4649
 メールアドレス tobudaiichi@st-srsd.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者(選任)・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 有限会社東部第一工業

住 所 大阪府東大阪市荒本二丁目5番1号

代表者氏名 代表取締役 杉山 大三郎



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社東部第一工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
杉山 大三郎	第270483号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇四八三番

給米穀買集者免状

本籍 大阪府

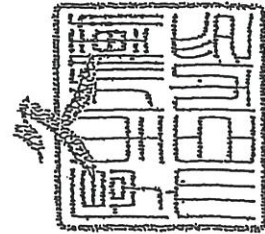
氏名 杉山 大 三 郎

昭和五十六年三月十八日

本通知(昭和三十五年法律第百廿七号)の
規定により給米穀買集者免状
執行者免状を交付する。

平成二十五年二月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲



委任状

私は、行政書士 北山孝次 (行政書士登録番号: 第84261477号) を代理人と定めて次の権限を委任します。
行政書士 藤村宜章 (行政書士登録番号: 第09261937号)

行政書士北山・藤村共同事務所
大阪府東大阪市吉松2丁目11番33号 電話: 06-6721-1906 FAX: 06-6727-1519
(補助者:)

記

1. 指定給水装置工事事業者の指定申請手続に関する件。
1. 指定給水装置工事主任技術者選任及び解任届の書類作成及び提出手続に関する件。
1. 前号手続に必要とする次の書類の交付請求及び受領に関する件。
 - (1) 住民票 (通)
 1. 過誤訂正・補正並びに書類差し替えに関する件。
 1. 復代理人の選任に関する件。
 1. 指定申請書副本及び指定証受領の件。
 1. 上記各号に附帯関連する一切の件。

以上

令和4年1月11日

住所 大阪府東大阪市荒本2-5-1
商号又は名称 株式会社 東部第一工業
代表取締役 杉山大三郎 氏 名
TEL 06-6787-1643

